

# 地域のしごと魅力体感事業実施業務委託仕様書

## 1 本仕様書の目的

本仕様書は、委託者（福島県）が受託者に委託する標記事業について必要な事項を定めたものであり、受託者は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

## 2 業務名

地域のしごと魅力体感事業実施業務

## 3 業務の目的等

次世代産業やイノベ分野などにチャレンジしている地域企業での体験・見学を通して、子どもたちに「地域で働くこと」の魅力を伝え、「ふくしまで暮らし、働くこと」が将来の選択肢となることを目指す。

※県北地域・・・福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

## 4 委託業務期間

契約締結の日から令和6年1月31日（水）まで

## 5 委託業務内容

本事業の実施にあたっては、3に掲げる業務の目的等を実現できるよう事業全体に工夫を凝らし、委託者と調整しながら（1）から（7）までの各項目を実施する。

### （1）対象者

県北管内の小学生（高学年）～中学生及びその保護者 延べ75組150名

### （2）実施予定年月日

8～11月のうち小・中学校の夏休み期間又は、祝・休日など参加しやすい日程で調整すること。なお、現時点での予定は以下のとおり。

- ・コース1 8月の夏休み期間
- ・コース2 11月11、12、17、18日のうち2日間
- ・コース4 9月下旬～10月

### （3）実施回数

コース1×2回（各回15組30名）

コース2×2回（各回10組20名）

コース3×1回（15組30名）

コース4×1回（10組20名）

合計 4コース〔6回〕（75組150名）

### （4）体験イベントの内容

下記ア、イを組み合わせた体験イベントを実施すること。

ア 次世代産業やイノベ分野で活躍する地域企業の見学+体験（以下「次世代等

企業体験イベント」という。)【1時間～1時間半程度】

イ 地場産業で活躍する企業体験イベント (以下「地場産業企業体験イベント」という。)【1時間程度】

※ 果樹等の収穫・加工体験、特産品を使った調理等など食文化体験、工芸品など伝統産業体験、歴史・文化・伝統行事等の理解を深める体験など

#### (5) 次世代等企業体験イベントを実施する企業

##### ○コース1 株式会社パスファインダー

所在地：福島市大笹生字芋畑 1-33

E BM航空公園 (旧ふくしまスカイパーク) 内

会社HP : <https://path-finder.co.jp/>

##### ○コース2 株式会社リビングロボット

所在地：伊達市坂ノ下 15

会社HP : <https://livingrobot.co.jp/>

##### ○コース3 ネットヨタ福島株式会社

所在地：福島市丸子字中ノ町 12

会社HP : <https://netzfukushima.com/>

##### ○コース4 ベルグ福島株式会社

所在地：伊達郡川俣町大字羽田字曾利田 10-1

会社HP : <https://r.goope.jp/berg-fukushima/>

※ コース1及びコース4は企業の所在地で実施し、コース2及びコース3は会場借上形式で実施可能。詳細は(6)イを確認すること。

#### (6) 委託業務内容

##### ア イベント全体の企画運営、管理

###### (ア) 次世代等企業体験イベントについて

上記(5)の企業と日程や実施場所、体験イベント内容等の調整、当日の連絡調整などを行う。なお、体験イベントの内容については、委託者と相談の上、決定すること。

###### (イ) 地場産業企業体験イベントについて

果樹等の収穫・加工体験、特産品を使った調理等など食文化体験、工芸品など伝統産業体験、歴史・文化・伝統行事等の理解を深める体験などを企画すること。

###### (ウ) 実施方法

会場借上形式での実施又はバスツアーでの実施など、県北管内市町村在住者が広く参加できるように、効果的な実施方法とすること。また、バスを利用する場合は、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の認定を受けるなど安全性に十分配慮した管内企業を優先して採用すること。

###### (エ) 実施計画の作成

当日の内容に関する調整等、当日までの業務について実施計画を作成し、あらかじめ委託者の確認を受けた上で実施すること。

(オ) 当日シナリオ等の作成

当日の運営体制やスケジュール、実施内容、移動方法、司会進行の発言内容等を記載した全体のシナリオを作成し、あらかじめ委託者の確認を受けた上で実施すること。

(カ) 参加者について

- ・参加者を募集（広報計画については別途記載）し、参加者の取りまとめ及び参加者との連絡調整を実施すること。
- ・参加者の一般的なイベント向けの保険等の加入手続きを行うこと。

(キ) 当日について

- ・当日のイベント全体の進行・管理を実施すること。
- ・当日のスケジュール及び説明資料等を参加者分用意し、配付すること。

(ク) その他

特に飲食を含む場合など、イベント全体として新型コロナウイルス感染症対策を十分に実施すること。

## イ 体験場所の確保

県北管内市町村在住者が広く参加できるような体験場所を確保すること。

※コース2、3については、会場借上形式により実施可能。（所在市町村に限定せず実施可能であり、コース2については、なるべく二本松市、本宮市、桑折町、大玉村いずれかの市町村での実施とする。）

(ア) 次世代産業等企業イベントについては、下記のとおり。

- ・コース1及び4は、企業所在地で実施すること。
- ・コース2は、実施場所で会場（屋内）を確保する。会場は机（W1,800×H700×D600程度）約30台が配置でき、プロジェクターとスクリーンの使用が可能、インターネット環境を阻害しないワークショップに適する施設とすること。
- ・コース3は、30名程度が収容できる屋内施設と、自動車を配置できる屋外施設（雨天時に備え、なるべく屋根付き）が使用可能な施設とすること。

(イ) 地場産業企業体験イベントについて、各コース必要な会場等を確保すること。

## ウ 参加者募集の広報計画について

イベントを周知するための広報を行う。広報計画については以下のとおり。

(ア) 県北管内の小学校及び中学校へ配付するチラシを作成（作成部数20,000部）

し、小・中学校の夏休み前までに配付すること。

(イ) 小学校及び中学校【129箇所】へ配付するチラシ約20,000部については、後日委託者が提供する送付リストに基づき委託者が作成する依頼文書を添えて発送すること。ただし、福島市内の小・中学校分【64箇所】については、封筒に仕分け依頼文書を添えた上で県北地方振興局へ納品すること。

(ウ) その他、参加者が定員に満たない場合、必要に応じて広報に協力すること。

## エ アンケートの実施

参加者に対し、参加したきっかけや体験した感想、興味関心の深まりなどにつ

いてアンケートを実施し、すべてのイベント終了後3週間以内に取りまとめて報告すること。

#### オ 費用の支払い

(ア) イベントの実施に必要となる一切の経費の支払いを行うこと。なお、参加者から参加費等を徴収する場合は1人500円以内とし、参加費を徴収する場合は、県北地方の特産品など持ち帰りできるPR品を準備すること。

(イ) 5(5)に定める企業、又は当該企業が指定する支払先に対する謝金や親子体験用消耗品等の必要経費の支払いを行う。

※必要経費については、謝金1回あたり28千円とし、親子体験消耗品等は1組あたり5千円程度を目安〔会場使用料や資料作成代等は別途〕とし、各種体験イベント実施企業と相談の上決定すること。)

#### (7) その他

- ・上記以外で、本事業の目的達成のために有効な取組がある場合は、提案すること。
- ・委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。
- ・雨天時も支障なく実施できるよう調整すること。

## 6 成果品

### (1) 実績報告書

以下の内容を記載した報告書を提出すること。なお、イベント当日の様子が分かる写真を添付すること。

- ・イベントの実施内容
- ・イベントの評価や反省点 等

### (2) 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した動画や録画映像、録音した音声、撮影した写真等、一切のデータ等を提出すること。なお、これらの著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。

## 7 その他の提出書類

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・着手届
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

### (2) 業務終了後に速やかに提出するもの

- ・業務完了報告書
- ・その他、委託者が業務の確認に必要と認める書類

## 8 総括責任者

本業務に当たって十分な知識を有する者を総括責任者として定めること。

## 9 その他

- (1) 受託者は、本仕様書及び委託者の指示に基づき、本委託業務を忠実かつ確実に履行すること。
- (2) 受託者は、委託者との間で本業務を実施するために必要な打ち合わせを随時実施すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、委託者に報告すること。なお、委託者は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 本業務により制作される成果物の著作権は委託者に譲渡するものとし、成果品の構成素材（写真やイラスト等）については、委託者が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、委託者の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。
- (6) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た個人情報等の事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (7) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託することができるものとする。
- (8) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、定めることとする。  
ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。